

令和8年度から福祉事業のサービスの内容が変わります

島根支部の事業資金が減少しており、一方、支出が増加していることへの対応を図るため、「宿泊施設利用補助」と「人間ドック受診補助」の細則を改正し、令和8年4月1日より下表のとおり変更しますのでお知らせします。

宿泊施設利用補助	【従来】D・E正会員1泊3,000円補助、 <u>年間9泊まで</u>
	【令和8年度から】D・E正会員1泊3,000円補助、 <u>年間6泊まで</u>
島根教弘友の会 人間ドック受診補助	【従来】自己負担 <u>1万円以上</u> の人間ドック受診に1年1回 <u>1万円補助</u>
	【令和8年度から】自己負担 <u>8千円以上</u> の人間ドック受診に1年1回 <u>8千円補助</u>

※「宿泊施設利用補助」について、A会員及びB・C正会員は従来通りです。

※「人間ドック受診補助」について、

- 令和8年3月31日までに受診した場合
 - ・令和8年4月30日までの申請（事務局必着）→ 1万円補助
 - ・令和8年5月1日以降の申請 → 8千円補助
- 令和8年4月1日以降に受診した場合は8千円補助